

あやせトウデイ

今日綾瀬

中文

へんしゅう はっこう たげん ごじょうほうしりょう どう で いさくせいいいんかい
編集・発行：多言語情報資料あやせトウデイ作成委員会

編集*発行：多言語情报资料今日綾瀬編集委员会

ねん がつ にゅうかんほう か がいこくじんとうろくせいど はいし
2012年7月 入管法が変わり、外国人登録制度が廃止されます。
从 2012 年 7 月开始 入管法将改变，外国人登录制度将废止。

外国人の方が在留するために必要な情報を継続的に把握するために、新たな在留管理制度がはじまります。

対象となるのは、入管法上の在留資格をもって適法に日本に中長期間在留する外国人です。

具体的には、日本人と結婚している方や日系人の方（在留資格が「日本人の配偶者等」や「定住者」）、企業などにお勤めの方（在留資格が「技術」や「人文知識・国際業務」など）、技能実習生、留学生や永住者の方が対象となります。観光目的などで日本に短期間滞在する方は対象となりません。

为了继续正确的掌握在日外国人必要的再留情报，设立了新的再留管理制度。

对象是根据入管法有在留资格的，及遵守法律在日本中长期在留的外国人。

具体的是，和日本人结婚的人，日系人（在留资格是「日本人的配偶者等」及「定住者」），在企业等工作的人（在留资格是「技术者」及「人文知识・国际业务」等），技能实习生，留学生，永住者的人也包括在内。以观光等目的在日本短期滞留在的人不包括在内。

是什么样的制度呢？

- 发放「在留卡」
在日本中长期在留的外国人及遵守日本的法律的人发放在留卡，如果工作变更等场合下必须申告。
- 在留期间最长变为 5 年了
在留期间 从最长「3年」的在留资格变成了「5年」
- 再入国许可制度的变更
1年以内再入国的场合下原则上不需要办理再入国许可手续。
- 外国人登录制度的废止
随着新的在留管理制度的开始，外国人登录制度将被废止。

因外国人登录制度的废止，办理各种手续的方法也将改变，办理各种手续（新规・变更）依然在居住地的市区町村办理。

变更的详细内容请向以下咨询。

※关于中长期在留者的外国人登录证明书

因为导入了新的在留管理制度后，在一定的期间之内将变成「在留卡」，在没拿到在留卡时请继续使用。

■ 各种语言的咨询处

外国人在留総合インフォメーションセンター
平日 8:30~17:15
电话 0570-013904
(IP电话・PHS・海外请拨03-5796-7112)

どんな制度なの？



● 「在留カード」が交付されます

日本に中長期間、適法に在留する外国人の方に在留カードが交付されます。勤め先が変わるなどした場合、届出が必要になります。

● 在留期間が最長5年になります

在留期間の上限が「3年」の在留資格は、在留期間が「5年」になります。

● 再入国許可制度が変わります

1年以内に再入国する場合の再入国許可手続が原則として不要になります。

● 外国人登録制度が廃止されます

新たな在留管理制度が始まることによって、外国人登録制度が廃止されます。

外国人登録制度の廃止によって、各種届出の方法が変わります。
なお、住居地の届出（新規・変更）は今までどおり市区町村に届出ます。
変更内容の詳細については、下記へお問い合わせください。

※中長期在留者の方の「外国人登録証明書」については、新たな在留管理制度の導入後、一定の期間「在留カード」とみなされますので、在留カードが交付されるまで引き続き所持してください。

■ 各種言語での問い合わせ先

外国人在留総合インフォメーションセンター
平日8:30~17:15 電話0570-013904
(IP電話・PHS・海外からは 03-5796-7112)



と あ と き にほんご かた ぼくご しみんきょうどうか と あ
問い合わせたい時に日本語がわからない方は、母国語で市民協働課(E-mail: su1140@city.ayase.kanagawa.jp)へお問い合わせください。
ぼくご かいとう めーる かいとう たしやうじかん
母国語で回答(メール)します。回答には、多少時間がかかります。

咨询的时候如果不懂日语的，可以用自己国语言向市役所市民协働课询问(E-mail: su1140@city.ayase.kanagawa.jp)我们将会回答你(短信)回答时多少需要点时间。

がいこくじんじゅうみん かた じゅうみんひょう さくせい
外国人住民の方にも住民票が作成されます

外国人住民也可以发行住民票了

法律の改正により、2012年7月までに、日本人と同様に外国人
 住民の方についても住民票が作成されます。
 対象者は下の表のとおりです。

根据法律的更改，从2012年7月开始，外国人将和日本人一样也将发行住民票了。
 对象者请看下面的表。

※新制度が始まると同時に、外国人登録制度は廃止されます。

※随着新制度的开始，将外国人登录制度废止。

●対象者 対象者

対象区分	対象区分	対象者の内容	対象者的内容
中長期在留者	中长期在留者	3カ月以下の在留期間が決定された外国人や、短期滞在・外交・公用の在留資格が決定された者以外の外国人	被批有3个月以下的在留期间资格的外国人及、短期滞在・外交・公用资格以外的外国人
特別永住者	特別永住者	入管特例法により定められている特別永住者	根据入管特例法决定的特别永住者
一時庇護許可者	一时庇护许可者	入管法の規定で一時庇護のための上陸の許可を受けた外国人	根据入管法的规定为了一时庇护而得到上陆许可的外国人
仮滞在許可者	临时滞在许可者	難民認定申請を行い、仮に日本に滞在することを許可された外国人	为了申请难民认定，有临时滞在许可的外国人
出生による経過滞者または国籍喪失による経過滞者	因为出生的过程滞者及由于丧失国籍的过程滞者	外国人となった事由が出生や日本国籍喪失である方（その事由が生じた日から60日までの間は在留資格を有することなく在留することができます。）	成为外国人的如因出生及丧失日本国籍的人（从发生日起60天止没有在留资格也可滞在）

●新制度へ移行されるまで 《綾瀬市に外国人登録している場合》

到完全转变成新制度为止 《在綾瀬市登录的外国人的場合》



①仮住民票の作成
 綾瀬市の外国人登録原票に登録されていて、新制度への移行される時に在留が見込まれる外国人の方について、綾瀬市で2012年5月までに「仮住民票」を作成します。

①臨時住民票の発行
 关于綾瀬市的外国人按原本登录的因新制度改变时预见在留的外国人，綾瀬市到2012年5月止将发行临时「住民票」

②仮住民票の通知
 作成された仮住民票は、綾瀬市から外国人登録原票に記載されている住所に郵送されます。このときに記載内容を確認することができます。

②臨時住民票の通知
 发行的临时住民票是按綾瀬市外国人登录原本记载的住所邮送的，这时可确认记载内容。



③住民票への移行
 新制度へ移行されると、自動的に仮住民票は「住民票」となります。

③住民票の转变
 新制度转变时临时住民票将自动的变成「住民票」



■問い合わせ先：綾瀬市役所 市民課（電話0467-70-5668）
 咨询处 綾瀬市役所市民課（电话0467-70-5668）



総務省 外国人住民基本台帳電話相談窓口（2012年3月30日まで）

◇外国人住基コールセンター 0570-066-630（ナビダイヤル） 048-610-8779（IP電話、PHSからの通話の場合）
 8:30～17:30（土・日曜日、祝日を除く）※日本語のほか、英語、中国語、韓国語、朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語で対応

总务省外国人住民基本台帐电话咨询之窗（到2012年3月30日）

◇外国人住基热线中心 0570-066-630（ナビダイヤル） 048-610-8779（IP电话、PHS通话的情况下）
 8:30～17:30（除星期六・星期日・祝日以外）※除 日语以外还有英语・中国语・韩国语・朝鲜语・西班牙语・葡萄牙语

この情報資料は、市役所、市内公共施設のほか、綾瀬タウンヒルズ（1階受付の横）、ダイエー綾瀬店（1階市情報コーナー）、綾瀬郵便局（ATMの横）、市民スポーツセンター（体育館）に置いてあります。

这个信息资料放在，市政府，市内的公共设施以及綾瀬タウンヒルズ（1楼服务台的旁边），ダイエー綾瀬店（1楼市信息角），綾瀬邮局（ATM的横侧）。市民体育中心（体育馆）



召开外国人住民的防灾讲座（地震编）

2011年3月、戦後最大の被害となる東日本大震災（マグニチュード9.0）が発生しました。

この地震で宮城県栗原市では震度7の強烈な揺れを観測し、綾瀬市でも震度5弱を観測しました。

今後も国内では、巨大地震の発生が想定されています。

市では、外国人住民の方を対象に、防災講座（地震編）を開催します。

日ごろからの防災意識が大切です。

この機会に対策を確認しましょう。

◆日時 2012年3月10日（土）10:00~12:00

◆場所 寺尾いすみ会館 1階会議室
 （綾瀬市寺尾台3-6-25）

◆受講料 無料

◆内容 ・東日本大震災を振り返って
 （写真や映像を見ます）
 ・巨大地震が起きたらどうするか
 ・巨大地震にどう備えるか など



ポルトガル語、スペイン語、韓国・朝鮮語、中国語、英語などの通訳を配置します。

日本語がわからなくても大丈夫です。家族や友達などをさそって、気軽に来てください。



寺尾いすみ会館の写真
 寺尾いすみ会館の照片



寺尾いすみ会館案内図
 寺尾いすみ会館案内図



◆2011年3月、发生了（震级9.0）的战后最大的被害的东日本大震灾。

这次的地震宫城县栗原市的震度观测是7级强烈的摇动綾瀬市的震度观测也是5级弱。

今后预测到国内将还会发生巨大的地震。

市将以外国人住民为对象召开防灾讲座（地震编）。

日常中加强防灾意识是很重要的。

借此机会确认一下防灾对策。

◆时间 2012年3月10日（星期六）10:00~12:00

◆场所 寺尾いすみ会館 1楼会议室
 （綾瀬市寺尾台3-6-25）

◆受講費 免费

◆内容 ・回顾东日本大震灾
 （看照片及映像）
 ・发生巨大地震时怎么办？
 ・巨大地震前的准备 等

有葡萄牙语、西班牙语、韩国语、朝鲜语、中国语、英语翻译不懂日语的也没关系，和家人朋友等一起来吧。

《交通機関》バスを利用する場合

座間方面からは「長後駅西口行」・藤沢方面からは「さがみ野駅行」
 「寺尾峰」または「子の神」バス停 下車 徒歩10分

《交通機関》巴士利用の場合

从座間方面「長後駅西口行」・从藤沢方面「さがみ野駅行」
 在「寺尾峰」及「子の神」站下车走10分钟

1 寺尾いすみ会館	18 県道40号線	18 县道40号线
2 海老名駅方面相鉄線	19 海老名方面	19 海老名方面
3 かわ谷駅	20 消防北分署	20 消防北分署
4 横濱駅方面	21 タイヤ販売店	21 タイヤ販売店
5 座間方面	22 綾北小学校	22 綾北小学校
6 寺尾の森	23 東名高速道路	23 东名高速道路
7 ストア	24 綾瀬高校	24 綾瀬高校
8 寺尾峰バス停	25 名古屋方面	25 名古屋方面
9 歯科医院	26 綾瀬市役所方面	26 綾瀬市役所方面
10 グラウンド	27 市民ホール	27 市民ホール
11 会社社宅	28 藤沢方面	28 藤沢方面
12 スーパー	29 光綾公園	29 光綾公園
13 ヨビソグセンター	30 綾北中学校	30 綾北中学校
14 子の神バス停	31 県道42号線	31 县道42号线
15 県営寺尾団地	32 厚木基地	32 厚木基地
16 天台小学校	33 大和方面	33 大和方面
17 そば屋	34 東京方面	34 东京方面

■問い合わせ先：綾瀬市役所 市民協働課 電話0467-70-5640 咨询处：綾瀬市役所 市民协働课 电话0467-70-5640

市役所1階市民ホールに、多言語情報資料コーナーを開設しています。このコーナーは、多言語の情報資料や国際関係の刊行物があり、自由に利用することができます。

市役所1楼的市民广场，开设了多语言情报资料角落。这个角落有多语言情报资料和国际关系刊物等，请利用。

おいでよ！みんな あやせ国際フェスティバル
请大家来参加！ 綾瀬国际节

2012年2月5日(日)開催
2012年2月5日(星期日)召开

「**広げよう！深めよう！ともだちの絆**」をテーマに第13回
あやせ国際フェスティバルを開催します。

このフェスティバルは、市内で暮らす外国人との文化・生活習慣などの相互理解と交流をすすめ、共に生きる社会を目指して毎年開催しています。

入場料は無料です。気軽に来てください。

召开以「扩大！加深！朋友间的情谊」为题材的第13回綾瀬国际节。这个节是为了住在市内的外国人更好的了解日本文化・生活习惯等促进相互理解和交流，为了达到以共同生活的社会为目标而每年召开的。

入场免费，请来参加。

日時 2012年2月5日(日) 12:30~15:30 (開場12:00)

時間 2012年2月5日(星期日)12:30~15:30(入场12:00)

場所 綾瀬市文化会館 小ホール

場所 綾瀬市文化会館 小礼堂

内容 ・オープニングアクトラクション：琉球太鼓

内容 ・开演序曲：琉球太鼓

・スピーチ：日本人のほか中国やフィリピン、スリランカ、インドネシア出身の方など

・講演：除了日本人以外还有中国，菲律宾，斯里兰卡，

印度尼西亚出身の人

・パフォーマンス：ペルーの歌と楽器演奏、パラグアイのピンタス、ホリビアの踊り、

・表演：秘鲁的歌曲和乐器演奏，巴拉圭的舞蹈，玻利维亚舞，草裙舞，手铃

※出場内容は変更になる場合があります。

※出场内容有变更的可能。

・交流：体験日本のゲーム、紹介各国の料理、点心・分发饮料（巴拉圭的エンパナーダ、韓国の手シミ、印度的 シシカバブ 日本のみそおでん等）

・展览：国际协力団体活動の紹介等

【咨询处】

綾瀬国际节実行委員会事務局
(綾瀬市役所 市民協働課)

電話0467-70-5640

E-mail : su1140@city.ayase.kanagawa.jp



・交流：こたは合わせてゲーム、日本の遊び体験、各国の料理やお菓子、飲み物の紹介・配布
(パラグアイのエンパナーダ、韓国の手シミ、印度的シシカバブ、日本のみそおでんなど)

・展示：国際協力団体の活動紹介など



パラグアイの料理
エンパナーダ
巴拉圭的料理
エンパナーダ

【問い合わせ先】

あやせ国際フェスティバル実行委員会事務局
(綾瀬市役所 市民協働課内)
電話0467-70-5640
E-mail : su1140@city.ayase.kanagawa.jp

市や地域(自治会、市民活動団体など)では、盆踊りや運動会、交流会などのイベントを実施しています。地域のひとたちと交流するよい機会です。友だちや家族をさそって行ってみましょう。

市及地域(自治会、市民活動団体等)、举行各式各样的活动，是和地域的人们交流的好机会。请约好朋友和家人一起来参加吧。

次号の予定・問い合わせ先

下次发行预定・咨询处

次号は2012年7月発行予定です。

下次发行预定在2012年7月。

この情報紙についての意見や問い合わせは、綾瀬市役所市民協働課自治協働担当へ

对于这个信息资料有意见及想咨询的请向綾瀬市役所市民協働課自治協働担当者咨询

電話 0467-70-5640 FAX 0467-70-5701
E-mail : su1140@city.ayase.kanagawa.jp

電話 0467-70-5640 传真 0467-70-5701
E-mail : su1140@city.ayase.kanagawa.jp

この情報紙は、外国人住民の方が、地域の一員として暮らしやすい環境をつくるための情報資料として、ボランティアのかたがたの協力で作成しています。

这个信息资料，是为了外国籍的住民以及尽快成为地域的一員，使大家能生活的更好而办的情报资料，是志愿者为大家义务作成成的。

多言語情報資料は、市のホームページ(<http://www.city.ayase.kanagawa.jp>)からダウンロードすることができます。多言語情報資料，可在市的网页上下载(<http://www.city.ayase.kanagawa.jp>)